

公的年金は、専業主婦世帯を優遇している

八 田 達 夫
木 村 陽 子

I 序 文

年金政策研究会(1993)は、「公的年金は、専業主婦を優遇していない」という議論を網羅的に展開した。城戸(1993)は、この論文に反論し、その誤りをひとつひとつ正している。ただし、「公的年金が、専業主婦世帯を『同一の所得』を得る共働き世帯より優遇している」という明確な指摘がなされていない。本稿の主要な目的は、この点に関して城戸の反証を補完し、あわせて専業主婦およびその世帯に対して現行年金制度がいかなる優遇を行っているかを定量的に示すことにある¹⁾。

1986年年金大改正以後、サラリーマンの無業の妻は、自分自身で国民年金保険料を支払うことなく、しかも夫は何らの追加的保険料を払うことなく、基礎老齢年金の給付を受けられるようになった。彼女達、すなわち国民年金の第3号被保険者を、本稿では、単に「専業主婦」という。したがってここでいう専業主婦には、年間130万円未満のパート仕事をしている人が含まれる。国民年金を得るために自分自身で保険料を支払わなければならない自営業者の妻と比較して、専業主婦は明らかに優遇されることになった。

ではサラリーマンと比べると、専業主婦はどの程度優遇されているのであろうか。共働き主婦も一種のサラリーマンであるから、共働き主婦と専業主婦とを比較するためこの分析が必要である。II節では、一般のサラリーマンと専業主婦に関する年金制度を概説し、それに基づいて一般のサラリーマンと比べて専業主婦がどの程度優遇されて

いるかを分析する。

III節では、専業主婦が、共働きの(すなわち年間所得が130万円を超える)主婦と比べて、どの程度優遇されているのかを分析する。

個人間ではなく世帯間で比較すると、遺族年金を無視できる場合には、「月収が等しい共働き世帯と専業主婦世帯は、年金の下では全く同等に扱われている」と主張されることがある²⁾。これは収入が等しい世帯を比較する限りにおいて正しい。しかしながら、生活水準を示す真の指標である「所得」が等しい専業主婦世帯と共働き世帯を比べると、現在の日本の公的年金は、専業主婦世帯を優遇している。IV節では、このことを示す。なお、付論では、月収(賃金)と月当たり所得の違いを説明する。

V節では、遺族年金を考慮にいと、専業主婦世帯は「月収」の等しい共働き世帯よりも優遇されていることを示す。所得が等しい共働き世帯と比べればなおさら優遇されていることをこれは意味している。

最後のVI節では、小稿の観察の要約を行い、それに基づいた政策的提言を行う。

II サラリーマンと専業主婦の年金³⁾

わが国の公的年金制度においては、専業主婦であるか、共働きであるかによって、取り扱いがどのように変わるのだろうか。共働き主婦も一種のサラリーマンなのであるから、まずはじめに、わが国の一般のサラリーマンと専業主婦に関する公的年金制度の枠組みについて説明しよう。

A. サラリーマン

わが国の公的年金は2階建てになっている。1階部分は国民年金であり、日本に居住する20歳以上60歳未満の人はすべて加入することになっている。サラリーマンは国民年金に加えて、2階部分の厚生年金（一般サラリーマンが加入）または共済年金（公務員等）にも加入することになっている。2階建てなのは、各階の目的がそれぞれ違うからである。1階部分の国民年金は、老後生活の基礎的な保障を目的とし、そこから支給される年金をその名も基礎年金と呼ぶ。2階部分は従前所得の保障を目的としており、報酬比例部分ともいわれる。厚生年金の報酬比例部分は、老齢厚生年金と呼ばれる。

また、サラリーマンは、国民年金と厚生年金（あるいは共済年金）の両方について、標準報酬に比例した保険料を支払う。厚生年金加入者は、極端に言えば、収入がゼロでも保険料を支払うことになっている。独身か既婚かを問わず、同じ標準報酬であれば、支払う保険料は同じ額である。

以下ではサラリーマンの月収に対応した年金純受給を図示しよう。簡単のために、本稿を通じて1961年生まれの人を対象とする。彼女達は人生のほぼ全期間を1986年の年金大改正後の制度の下で過ごす世代である。

図1は、平均標準報酬月額（これを以下単に「月収」と呼ぶ）を横軸として、1961年生まれで

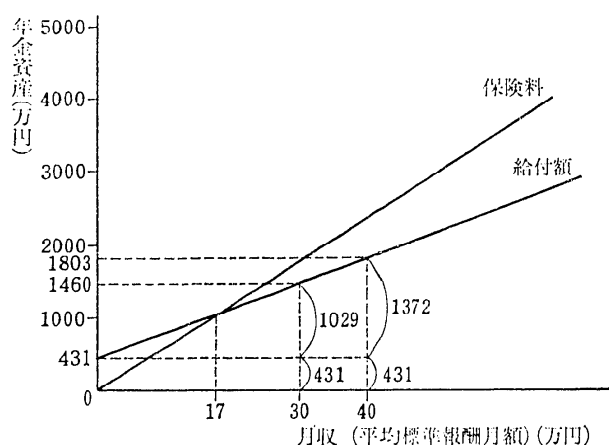


図1 厚生年金 1961年生まれ「被用者年金加入単身者」の賃金と年金資産

80歳で死亡する厚生年金加入の単身のサラリーマンの保険料と給付額の現在価値を示している。サラリーマンの保険料は、月収に比例しているから、原点を通る直線で示される。一方給付額は基礎年金プラス老齢厚生年金（報酬比例部分）である。この世代の人の基礎年金の受給額の現在価値は431万円である。したがって図1の給付線は横軸が431万円のところから出発している。

ただし、図1の保険料線と給付線は単純化を施している。実際には月収が一定水準（現在は8万円）以下の低所得者に対しては、給付額にも保険料にもフロアがあってそれ以下にはならない。また、高所得者（現在は月額53万円以上）に対してはシーリングがある。以下では単純化のためにシーリングとフロアを無視して話を進める。

図1によれば、所得が約17万円以下である場合には純受給は正となり、それ以上の場合には負となる。このように、所得が17万円より低いサラリーマンに対して、それより高い所得を得ているサラリーマンから所得移転が行われている。すなわちこの世代では累進的な再分配が行われている⁴⁾。

B. 専業主婦

国民年金の被保険者は3つに分かれている。第1号被保険者は20歳以上60歳未満の人で、農業、自営業者、学生等である。第2号被保険者はサラリーマンで厚生年金や共済年金の加入者である。そして、第3号被保険者とは、国民年金の第2号被保険者である厚生年金や共済年金の加入者に扶養されている配偶者のことである。小稿では第3号被保険者である女性のことを専業主婦と呼んでいる。すなわち専業主婦とは、その夫がサラリーマンで本人の年収130万円未満の人である。

専業主婦は、国民年金の保険料を免除される。専業主婦が国民年金の保険料を免除されるようになったのは、1986年の年金大改正以後である。このため無業の女性がサラリーマンと結婚し専業主婦になると、結婚前に払っていた国民年金の支払いを続けることなく、また夫もそのためになんらかの追加的な保険料を払わずに、老齢基礎年金を将来

得ることができる。農業、自営業者や学生等の第1号被保険者は国民年金の定額保険料（1993年現在、月額1万500円）を支払うこととされ、支払わなければ滞納となることは大きな違いである。

専業主婦は、夫婦ともに生存中は、基礎年金だけを受給する。サラリーマンであった夫は、基礎年金と厚生年金（あるいは共済年金⁵⁾）を受給する。夫が死亡した場合、遺族となった妻が受け取るのは、夫の厚生年金からの遺族厚生年金と自分名義の基礎年金とである⁶⁾。遺族厚生年金は、夫が受け取っていた厚生年金の4分の3に相当する。

今仮に遺族厚生年金がないとし、専業主婦は生涯を通じて基礎年金だけを受給する場合を考えよう。これは、夫が専業主婦より長生きしたために、遺族年金を受け取らないケースだと考えてもよい。この場合に専業主婦が受ける基礎年金は、所得ゼロの単身サラリーマンが得たであろう額と同じである⁷⁾。すなわち、図1で所得ゼロに対応した場合の縦軸上から読み取れるように、保険料も老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付もゼロであるため、基礎年金だけを受給する。

1961年生まれで80歳で死亡する専業主婦は、図1の縦軸から読み取れるように、老齢年金として431万円の純受給を得る。図1から明らかなように、この純受給は、同年代のいかなるサラリーマンの純受給より高い。このことを次のように書こう。

$$T(\text{サラリーマン}) < T(\text{専業主婦}) \quad (1)$$

ただし、 T は（ ）のなかの主体が公的年金から得る純受給額（トランスファー所得）である。専業主婦が共働き主婦より高い純受給を得る理由は、専業主婦が月収ゼロのサラリーマンとして扱われているためである。図1から明らかなとおり、厚生年金には累進的な再分配構造がある。そのなかで、月収ゼロの専業主婦はもっとも優遇されている存在である。

次に遺族年金を考慮すると、式(1)の右辺が遺族年金の分だけさらに膨らむ。したがって、この世代については、遺族年金の存在は式(1)の関係をますます強めている。

例として、1961年生まれの女性の同年齢の夫が、

65歳で死亡した場合の遺族年金を考えよう。夫の月収が40万円であるとする、妻が受ける遺族厚生年金は夫の老齢厚生年金の給付額の4分の3であるから、この給付は、月収が30万円のサラリーマンの老齢厚生年金受給者に相当する⁸⁾。図1から明らかなように、専業主婦が受け取る全給付は、同年齢まで生きる月収30万円のサラリーマンが受ける全給付と等しい。すなわち専業主婦は、保険料の支払いを全くせずに、月収が30万円のサラリーマンの受給額相当を給付として受けることになる。

III 専業主婦 vs. 共働き主婦：個人間比較

個人レベルでみると、現在の日本の年金制度は、専業主婦を、同一の月収を得る共働き主婦に対して優遇している。以下ではこのことを示そう。

サラリーマンの有業の妻（以下では単に共働き主婦という）は、夫婦ともに生存中は、自分名義の基礎年金と厚生年金を受給する。夫が死亡した場合、遺族となった共働き主婦は、専業主婦と同じように基礎年金は受け取り続ける。しかし、2階部分の年金については、必ずしも自分名義の老齢厚生年金を受け続けるわけではない。自分名義の老齢厚生年金と、夫の厚生年金からの遺族年金（夫の老齢年金の4分の3）のいずれかを選択しなければならない。

まず遺族年金がゼロの場合を考えよう。共働き主婦は、同じ生涯所得を得て同年齢で死亡する独身あるいは既婚の男のサラリーマンと全く同じ老齢年金の純受給を得る。したがって式(1)から、

$$T(\text{共働き主婦}) < T(\text{専業主婦}) \quad (2)$$

を得る。つまり、遺族年金が0の場合、専業主婦の得る純受給は、同世代のいかなる共働き主婦の純受給より多い⁹⁾。前節で述べたように、これは厚生年金の再分配構造のなかで専業主婦が極貧とみなされ、最も優遇されているためである。

次に、遺族年金を含めて考えよう。遺族年金は、夫の老齢厚生年金の4分の3であり、老齢厚生年金の額は月収に比例しているから¹⁰⁾、もし彼女の月収が夫の月収の4分の3を超えていれば、彼女

自身の老齢厚生年金の額の方が遺族年金より高いから、老齢厚生年金の方を選ぶ。したがって、彼女の純受給はサラリーマンのそれと同じである。一方、専業主婦の純受給は、遺族年金を0と想定した場合より増えている。したがって式(1)から式(2)が成立し続ける。すなわち共働き主婦の月収が夫の月収の4分の3を超えている場合には、専業主婦は共働き主婦より優遇されている。

以下では、共働き主婦の月収が夫の月収の4分の3より少ない場合を考えよう。この場合は、共働き主婦は、遺族年金の方を選ぶ¹¹⁾。したがって夫死亡後は、夫の月収が等しい専業主婦と共働き主婦とは同じ受給を受ける。一方、夫の死亡時点までは、専業主婦がそれまでに得た純受給と、共働き主婦がそれまでに得た年金純受給（それまでに彼女が得た受給額から彼女が生涯を通じて払った保険料を差し引いたもの）を比較すると、遺族年金は一切関係ないから、式(2)が成立している。このように、生涯では式(2)が再び成立する¹²⁾。

したがって、式(2)は、夫の死亡時点に影響を受けないことが分かる。すなわち、「遺族年金を考慮してもしなくても、専業主婦は、夫の月収が等しい同年齢のいかなる共働き主婦より年金制度によって優遇を受けている」といえる。

一生独身である可能性や、死別、離婚などの可能性を考えると、年金の世代内分配の基準は本来個人ベースであるべきと考えられる。労働供給のインセンティブの観点からも、個人ベースでみた年金補助のばらつきを下げるのが重要である。

IV 専業主婦世帯 vs. 共働き世帯(1): 老齢年金のみの場合

遺族年金を無視した場合には、月収が等しい専業主婦世帯と共働き世帯は、年金制度の下で平等に扱われている。本節では、Aでまずこのことを示し、次にBで専業主婦世帯は「所得」が等しい共働き世帯より優遇されていることを示す。このため、本節では遺族年金を無視する。

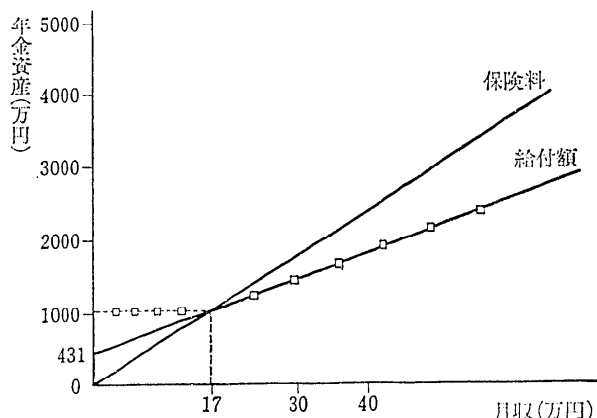


図2 厚生年金「共働き主婦」の賃金と年金資産 1961年生まれ 32歳

A. 世帯当たり月収による比較

(1) 共働き・片働き世帯平等税

まずは「月収」を基準にして両世帯を比較しよう。例として、現在夫婦共に1961年生まれで、夫はサラリーマン、妻は専業主婦の専業主婦世帯を考えよう。図3の実線は図1のそれを再生したものである。ただしこの場合横軸は夫婦の平均標準報酬月額を合算した世帯当たりの月収（以下では単に「世帯当たりの月収」と呼ぶ）を示している。この図の点線は、この世帯の年金総受給を示している。この世代では1人当たりの基礎年金の受給額は431万円であるから、世帯当たりでは、431万円×2=862万円の基礎年金を得る。この世帯の総受給は、これに報酬比例部分を加えたものである。

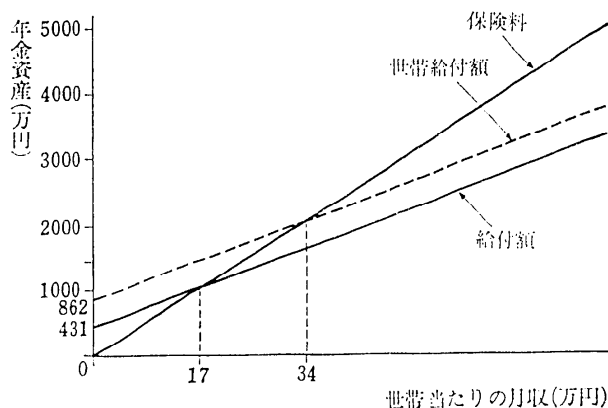


図3 厚生年金 世帯当たり純受給「被用者年金加入単身者」の賃金と年金資産 1961年生まれ 32歳

したがって、この点線は、個人給付額を示す実線を真上に431万円分平行移動したものである。また夫が支払う保険料は、結婚によって影響を受けないから単身の場合のままである¹³⁾。

次に現在夫婦共に1961年生まれでサラリーマンとして共働きをしている共働き世帯を考えよう。この場合も図3の点線が世帯当たりの年金総受給を示している。まず基礎年金部分については、上の片働き世帯と同じ862万円である。また報酬比例部分は月収に対する係数が妻と夫と同じであるから、夫婦の月収の割合にかかわらず、世帯当たりの月収に対する給付額は一定である。したがってこの部分も片働き世帯の場合と同様である。また保険料も月収に対して比例しているから、夫婦間の月収の割合に関係なく、世帯当たりの月収に対して一義的に保険料が定まる。このように、公的年金からの総受給、保険料および純受給は、夫婦間の月収の割合に依存せず、世帯当たりの月収に対して一義的に決まる。これが「月収が等しい専業主婦世帯と共働き世帯は、年金制度の下で平等に扱われている」とする論者の根拠である¹⁴⁾。

(2) パラドックスの解決

しかしこのことは、個人ベースでみたときに、専業主婦が得る純受給431万円が、いかなる月収の共働き主婦の得る純受給より大きかったことと矛盾するようにみえる。

このパラドックスは次のように考えると解ける。個人ベースでみた場合に累進的な厚生年金の再分配構造のなかで、月収0のサラリーマンとみなされている専業主婦は、最も優遇されている存在であった。つまり、夫の月収が40万円の片働き世帯は、年金制度によって最も厚遇されている専業主婦と、冷遇されている月収の高い夫を組み合わせた世帯であるといえる。世帯全体でみると、専業主婦に対する分配面の優遇を夫への冷遇が相殺している。一方夫婦それぞれに20万円ずつ得ている世帯の場合、双方とも中所得者であり、彼らのそれぞれが得る純受給は月収40万円の夫が得る純受給と専業主婦の得るそのちょうど平均である。厚生年金が、個人ベースでみると専業主婦を共働き主婦に対して明らかに優遇しているのに、世帯

ベースでみると同一月収の片働き世帯と共働き世帯を平等に扱っているのは、このためである。

B. 世帯当たり所得による比較

このように、年金制度に内在する累進性が、上のパラドックスを解く鍵である。累進的な再分配を年金制度を通じて行うとすれば¹⁵⁾、生活水準の高い世帯から低い世帯に再分配しなければならない。つまり、同一の生活水準の世帯は同一の純受給を受けなければならない。では、世帯の月収は生活水準を示す指標としてふさわしいだろうか。

専業主婦世帯は、共働き世帯の半分の労働時間しか投入していない。このため専業主婦世帯は、同一の月収を得る共働き世帯と比べると、月収は等しいが、自由時間を多くもっており、それを用いてより高い生活水準を得ることができる。例えば、専業主婦は、自由時間を使ってケーキを家で作ることや手のこんだ料理ができる。カルチャーセンターにいく時間もあるし、近所の奥さんとフランスレストランで昼食を食べることもできる。

それに対して共働きの主婦は、普通のサラリーマンなら純粋の余暇に充てうる時間ですら家事労働に充てなければならない。しかもその時間すらとりにくいから、家事時間節約のための金銭的支出が、同一の月収を得る片働き世帯より多くなる。まず保育所の保育料負担がある。子供が3歳以下なら市営でも、1人月4万円近くかかるのはまれではない。さらに月収が低い世帯でも、紙おむつを使い、洗濯乾燥機や皿洗い機も買うことになる。ワイシャツも洗濯屋に出してしまう。食品も値段の高いのは覚悟で、料理時間を節約できる調理済みの食品を買ってかえったり、外食したりすることが多くなる。同一の月収の専業主婦世帯では雇わないお手伝いさんにも週1日来てもらう必要が出てくる。共働きの主婦の月収のかかなりの部分は、彼女が働くための必要経費として使われてしまうわけである。

この結果、共働き世帯は、同一の月収を得る専業主婦世帯より純粋の余暇が少ないだけでなく、金銭的にも余裕がなくなる。このため、より低い生活水準を得ている。この根本的理由は、専業主

婦世帯が共働き世帯の半分の労働時間投入だけで同じ月収を得ることができ、残りの時間を世帯の生活水準向上に使うことができることにある。

子供を大学にやるために、50万円の月収がある夫をもつ主婦は働く必要がないが、30万円の月収の夫をもつ主婦は自分が働いて20万円稼がなくてはならないでしょう。たしかにこの2つの世帯は、同じ月収を得ているが、夫の収入を補完するために働いている共働き主婦は、働くために時間も使い、経費も使うから世帯の生活水準が低くなるのは当然である。

生活水準を示す真の指標は「所得」である。月収は所得の一部を構成するにすぎない。つまり、月収は世帯の生活水準を正しく示す指標ではない。

所得には、金銭的な月収（賃金）とともに非金銭的な「帰属所得」が含まれる¹⁶⁾。通常のサラリーマンが月収を得るために使う労働時間に相当する時間を、専業主婦は自分の世帯の生活水準向上のために直接役立たせるため使っている。その時間の一部は家事労働に、他は自己自身の余暇に用いられている。この時間の価値が帰属所得の一種である「帰属賃金」であり、この世帯の所得の一部である。この主婦の帰属賃金は、彼女の市場賃金率とサラリーマンの労働時間の積で評価される¹⁷⁾。帰属賃金が年金保険料や給付の算定の基準に含まれていないことが、共働き世帯が生活水準のより高い専業主婦世帯と同一の純受給を得ることになっている根本的理由である。

金銭的な月収のみに基づいて年金の給付や保険料が決められると矛盾が起こることを、次の例は明確に示している。

今、月収10万円の家政婦が、やもめのサラリーマンの家で働いているとしよう。サラリーマンの月収が30万円だとすると、この2人の月収を合算すると40万円である。この2人が結婚し、家政婦は専業主婦となるとしよう。その結果、夫婦共に実質的には前と同じ仕事をしているにもかかわらず、すなわち、この2人の共同生活による物質的な生活水準は変化していないにもかかわらず¹⁸⁾、この2人が受ける月収の合算額は30万円に減少する。このため、累進的な現行の公的年金制度の下

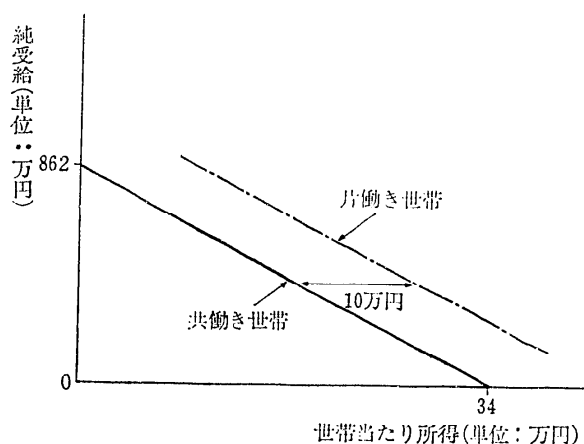


図4 世帯当たり純受給

では、この2人が得る純受給額は、結婚によって増加することになる。このように、現行の年金制度の下では、同じ生活水準を得ている2人組が結婚しているか否かによって、異なった純受給を得ることになっている。この不合理性の原因は、主婦の帰属所得を無視して保険料が決められていることにある。

1961年生まれの夫婦の純受給を、「月収」に対してではなく「所得」に対して示そう。図4は、横軸に所得をとり、縦軸に老齢年金からの純受給の資産額をとっている。実線は共働きの世帯の純受給を示しているが、共働き世帯にとっては、所得は月収と同じであるから、これは図3の点線と保険料線の縦の差を図示したものにはほかならない。

次に、図4の鎖線は、この場合の片働き夫婦の純受給額の線を示している。専業主婦世帯の所得は、当然、月収と異なる。平均的にみると、専業主婦の帰属賃金は、夫の月収が高ければ高いほど妻は高いだろう。しかし、その測定が困難なので、夫の所得に関係なく妻の帰属賃金を低く見積もり、月10万円であるとしよう。図4の鎖線は、この想定に基づいて共働き世帯の純受給額の線を右に10万円分シフトさせたものである。専業主婦世帯では、その所得より10万円分だけ低い月収に基づいて有利な給付が行われていることを反映している。この図が示すように、どの専業主婦世帯も同一の所得を得ている共働き世帯より高い純受益を得る。

その分だけ公的年金は、共働き世帯に比べて同一「所得」の専業主婦世帯を優遇している¹⁹⁾。

V 専業主婦世帯 vs. 共働き世帯(2): 遺族年金を含めた場合

このように、遺族年金がない場合には、共働き世帯は、世帯当たり所得の等しい片働き世帯よりなおさら不利に扱われる。しかし遺族年金がある場合には、世帯当たり月収の等しい片働き世帯と比べても不利に扱われていることを示すことができる。

A. 世帯当たり純受給の等高線

そのためには「世帯当たり純受給の等高線」の概念が役立つ。まず、遺族年金がない場合についてこの概念を導入しよう。図5は、横軸に夫の月収を、縦軸に妻の月収をとり、それぞれの月収の組み合わせに対応した世帯当たりの純受給の等高線を、示したものである。ここでは、夫と妻が共に1961年生まれで、しかもたまたま80歳で死亡するケースを考えている。このケースでは、世帯当たりの月収が等しい限り、夫婦の月収の割合に関係なく純受給も等しいから、図のように右下がり

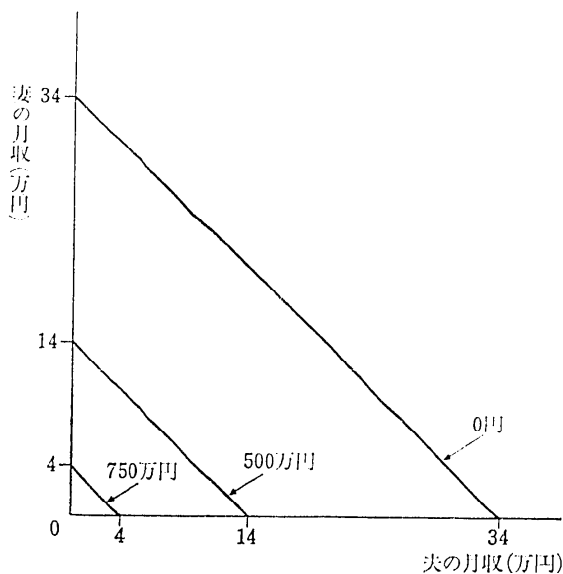


図5 遺族年金を含まない純受給の等高線
——夫婦同年死のケース

の45度線が等高線となる²⁰⁾。右上にいくに従って等高線の値が下がっていくのは純受給の累進性を示している。

しかしながら、夫の方が早く死亡すると、片働き世帯の方が共働き世帯より不利に扱われる。図6の各実線は、60歳時の平均余命に従って上の夫婦が夫が80歳で妻が84歳で死亡する世帯の純受給の等高線を遺族年金がない場合について示している。遺族年金がないから、夫も妻も基礎年金と自身の厚生年金からの老齢年金のみを得る。図上の任意に与えられた点Pから上に月収1万円分だけ進む場合の妻の受給の増加分は、月収1万円分だけ右に進む場合の夫の受給の増加分より、受給期間が長い分だけ多い。一方、点Pを出発して上にいく場合の妻の保険料の増加分と、同じ点から同額だけ右にいく場合の夫の保険料の増加分に等しい。したがって、点Pから上に進む場合の純受給の低下分は、右に同額だけ進む場合より少い。このため点Pを通る純受給の等高線は、傾きが-1より急な直線となる。点Pは任意に選ばれたのだから純受給の等高線は、図6に実線で描かれているように右下がりの平行な直線群になる。

この図で右下がりの点線のそれぞれは、一定の

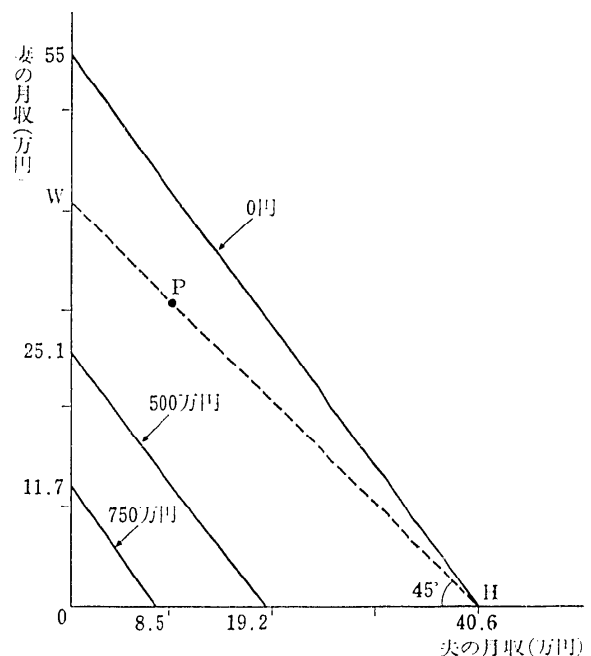


図6 遺族年金を含まない純受給の等高線
——妻が長生きのケース

り優遇を受けている。

したがって一般的に、夫の月収が妻の月収を上回る世帯を比較する限り、遺族年金を考慮すると、公的年金制度は専業主婦世帯を月収の等しい共働き世帯より優遇している。

VI 政策的インプリケーション

1961年生まれ世代は、生涯年金加入期間のほとんどが1986年の年金大改革以後に入っている世代である。本稿では、この世代について同一の期間生存する専業主婦と共働き主婦とを比較して次の諸点を観察した。

- ① 遺族年金を無視すると、専業主婦はいかなる月収を得る共働き主婦よりも年金によって優遇を受けている。
- ② 遺族年金を考慮してもしなくても、専業主婦は、夫の月収が等しいいかなる共働き主婦より年金制度によって優遇を受けている。
- ③ 遺族年金を考慮すると、夫の月収の方が妻のより多い世帯間で比較した場合、専業主婦世帯は、その専業主婦世帯と同じ「月収」を得ている共働き世帯よりも優遇を受けている。同じ「所得」を得ている共働き世帯と比較すると、この優遇はなおさら強まる。
- ④ 遺族年金を考慮してもしなくても、専業主婦世帯は、同じ「所得」を得る共働き世帯より優遇を受けている。

このように個人レベルでみても世帯レベルでも、ほとんどの専業主婦は共働き主婦よりも優遇を受けている。

この根本原因は、専業主婦世帯がその帰属所得に対応した年金保険料を払っておらず、また結婚している世帯が遺族年金に対応した保険料を払っていないことにある。

帰属所得に対応する保険料に関しては、国民年金保険料を専業主婦に課することによって近似的に解決できる²²⁾。1986年改正までは、専業主婦の7割までが自発的にこの保険料を払っていたのであるから、その制度を復活させることは十分実現可能である。専業主婦の保険料を国民年金の水準

まで引き上げれば、独身で無業の女性や共働き主婦に対する専業主婦優遇を緩和することになる。さらに、その改革によって専業主婦と自営業者の妻は、遺族年金を無視する限り、正確に同じ純受給を受けることになる。

遺族年金に関しては、次の解決法が考えられる。妻が有業であるか無業であるかは問わず、夫婦いずれかが厚生年金に加入している場合には、夫婦それぞれの厚生年金勘定を作る。夫の保険料の半分は自己の勘定に、残りの半分は妻の勘定に入れる。妻が働いた場合には、妻の支払う保険料も夫婦の口座に2分割して入れる。こうすれば、夫婦それぞれが自分の勘定に基づいた年金権を主張できる。すなわち、夫が死んだ後も夫の生前の世帯年金受給額の半分会を妻は得ることができる²³⁾。

もし必要ならば、夫が生きている間は妻の年金の給付を下げ、その分遺族になったときに給付を上げるオプションを、妻が65歳になった時点で、妻に対して与えてもよい。こうすることによって遺族となった専業主婦は、彼女の厚生年金口座の枠内で、実質的な遺族年金を得ることができるようになる。

現行の年金制度は、意味のある比較をする限り、専業主婦を共働き主婦に比べてあらゆる角度からみて優遇している。これは、主婦のフルタイム労働への人工的な障害となっている。このような制度のくびきがなくなれば、現在パートタイムで働いている多くの主婦がフルタイムで働くようになる。フルタイム労働をする主婦が増えると、高齢化時代の年金保険料を支払う者の数が増えるから、年金財政自体を健全化する。これは、高齢化時代の基本保険料の引き下げをも可能にする。したがって、この改革は、サラリーマン一般に利益をもたらす。

年金制度が共働き主婦と専業主婦とを対等に扱うことは、年金財政を健全化し、高齢化時代の年金財政に関する不安を除くであろう。このことと、労働市場の歪みが除かれたために起こる婦人労働供給の結果起こる生産の増加は、専業主婦自身をも含めたすべての人に大きな利益をもたらすといえるであろう。

〈付 論〉 帰 属 所 得

所得とは生活水準を表す指標であって、金銭的に受け取る賃金は、その一部を構成するにすぎない。財政学における標準的な所得の定義は、次のとおりである²⁴⁾。「ある人が一定期間に得た所得とはその人が、その期間に行った消費及び、資産の蓄積の和である」。すなわち次式が成り立つ。

$$\text{所得} = \text{消費} + \Delta \text{資産}$$

ここで消費は2分割できる。消費には、金銭を支払って購入して消費する財貨・サービスのほかに、自己保有の家屋やヨットの使用によるサービス消費やレジャー時間、自家消費する自家栽培の野菜等の「金銭の代価を支払わない消費」も含まれる。後者は自前でつくり出したものを消費するのであるから、これを金銭換算したものを「帰属所得」と呼ぶ。家屋やヨットのサービスや自家生産物はその市場価格で評価できるし、レジャーは、その人の時間の市場価格である賃金水準によって評価できる。このため所得を源泉面から眺めると、賃金や利子収入等とともに帰属所得も含めなければならない。

金銭的な所得を比較するだけでは生活水準を正しく評価できない例を、第IV-B節の例のほかにもういくつかあげることができる。今、賃金の等しいAさんとBさんがそれぞれ資産1億円をもっているとしよう。Aさんは、1億円の全額を使ってマンションを買い、Bさんは、1億円を預金してその年間利子500万円を家賃に充ててAさんと全く同じタイプのマンションを借りて住むとしよう。この場合、両者の賃金は同じであるが、Bさんはその上に銀行利子500万円の金銭収入を得る。一方Aさんの金銭収入は賃金だけである。したがって、金銭収入はBさんの方がAさんより500万円分多い。しかし、この2人の生活水準は全く等しいから、このような金銭所得だけを比べたのでは2人の正しい生活水準の比較にはならない。Aさんが所有している住宅サービスの消費を所得に含めなければならないのである。自分でもっている家からの消費サービスを所得としてみなすとき、これを帰属家賃ないし帰属所得という。

もう1つの例をあげよう。AさんもBさんも同量のサツマイモを作るとしよう。Aさんはサツマイモを自己消費してしまう。Bさんはサツマイモを嫌いなので、それを町で売って金銭収入を得、その金で酒を買ってきて飲む。この場合にはBさんのみに金銭所得があるからといって、2人の生活水準に差があるとはいえないであろう。したがって、所得の元来の定義に遡ってAさんが消費したサツマイモ自体を所得の一部と算入すべきなのである。この非金銭的な所得も帰属所得である。

レジャーについていえば、1日2時間だけ働いて年間1000万円得ている人と8時間働いて1000万円得ている人を比べれば前者の方が明らかに生活水準は高い。したがって彼らのレジャー消費額を評価しなければ、正しい生活水準の比較ができない。

このように生活水準を示す指標としての所得には帰属所得としてのレジャー時間（労働の対価として使ったのではない時間）や家事労働の価値が帰属賃金ないしは帰属所得として含まれるべきである。

謝辞 本稿に有益なコメントを下さった村上清・城戸喜子・八代尚宏・大石亜希子の諸氏に感謝する。残る誤りは我々の責任である。

本研究には、文部省科学研究費総合研究(A) 04301079の助成をうけた。

注

- 1) 公的年金が専業主婦世帯を優遇していることの指摘は、木村(1981, 1985 a, 1985 b, 1990), 篠塚(1982), 八代(1983), 都村(1989), 八田(1988 a, p. 8; 1988 b, p. 126; 1992; 1993), 八田・小口(1992, 1993), 塩田(1993), 樋口(1993), 高島(1993), 八代・大石(1993)によってもなされている。
- 2) 例えば、高山(1993 a)は次のように述べている。「世帯単位でみて共働き夫婦の月給と無業の妻を持つ夫の月給が同じ金額であれば世帯全体として納付する保険料に変わりはない。夫婦同一年齢を仮定すると、この場合、老齢年金額も世帯単位の合計額に変わりはない。基礎年金2人分と報酬比例部分(標準ケースで3割)がそれぞれの世帯に支給されるからである。抛出の平等を担保にした給付の平等は世帯単位で見れば確保されているのであって、この限りで共働き世帯に不満はないはずである。それにもかかわらず無業の妻に基礎年金分について保険

料の別途納付を求めるとすれば、拋出の平等を担保にした納付の平等という考え方が成立しなくなる。」

さらに年金政策研究会 (1993, p. 50) は次のように述べている。

「……共働き世帯であれ、専業主婦世帯であれ、世帯としての月収が同一であれば、負担も月収比例、給付も一人ずつの基礎年金と月収比例の老齢厚生年金のため、結果的に同一となる……」

- 3) 女性に関する年金制度の詳細については藤井 (1993) 参照。
- 4) ただし、現在40歳以上の世代では、厚生年金は逆進的な再分配を行っている。高山他 (1990) および小口・木村・八田 (1993) 参照。
- 5) 厚生年金に関することは、数値的にはともかく質的にはすべて共済年金についても当てはまるので、小稿全体を通じて以下では厚生年金にのみ注目し、(あるいは共済年金) というただし書きはつけない。
- 6) 国民年金は個人単位の年金であるので夫名義の基礎年金については遺族年金はない。
- 7) ただし、低所得者フロアをはずして考える。
- 8) 夫が生きていれば彼が得たであろう老齢厚生年金受給額は、図1が示すように約1372万円 (1803万円-431万円) である。したがって妻の受ける遺族厚生年金はこの4分の3の1029万円となる。彼女は、この1029万円と基礎年金431万円の計1460万円の給付を受けることができる。
- 9) なお、この世代の共働き主婦の保険料と老齢年金の給付額は図1の実線が示すサラリーマンのそれと全く同一である。これは図2に再生されている。彼女の純受給は、彼女の月収がどの水準であろうと、専業主婦が一様に受ける431万円よりも低いことを、この図によって確認できる。
- 10) ここでいう月収は、正確には標準報酬月額を意味することに注意。
- 11) 共働き主婦は、遺族年金を選ぶ分サラリーマンより得をする。したがってこの場合には、式(1)から式(2)が成立すると直ちに結論づけられない。
- 12) 特に、夫が65歳で死亡した共働き主婦が遺族厚生年金を受給する場合には、彼女は自分が無業であった場合に得たであろう年金の給付と全く同じ額を受けることになる。このため彼女自身が払ってきた厚生年金の保険料は全額無駄になる。
例として、65歳で死んだ夫の月収が40万円であった1961年生まれの共働き女性のさまざまな月収のレベルに対する総給付線を、図2の□で示した線で示している。この線と保険料を示す直線の高さの差が彼女が得る純受給を示している。月収が17万円以上の場合、共働き主婦の得る純受給は負であることをこの図は示している。図2で比較すると、専業主婦が1460万円の年金純受給を得るのに対し、共働き主婦は所得の如何を問わずより低い純受給を得ることが分かる。
- 13) そのために世帯ベースでは、すべての賃金レベルで純受給が正となる。これは単身サラリーマンでは月収が17万円以上の場合純受給が負であったのと対

照的である。

- 14) 小稿の注2で引用した高山 (1993a) および年金政策研究所 (1993) の図1およびその解説 (小稿注2参照) は、このことをいっている。
- 15) しかし再分配は、所得税や相続税あるいは生活保護を通じて行われるべきであり、年金制度によって行うべきではないという考えもある。八田・小口 (1992) 参照。
- 16) 所得、帰属所得、および帰属賃金の定義については付論を参照のこと。
- 17) サラリーマンの余暇も帰属賃金であるから、元来ならばサラリーマンの所得にこれも含めなければならない。しかし、比較の対象であるサラリーマンや共働き主婦の余暇時間がその所得に含まれていないから、専業主婦についてもその時間を同様に除き、勤務時間相当分についてだけ帰属賃金を評価している。
- 18) 精神的な生活水準が向上したか、予期に反して低下したかはこの際問わない。
- 19) この場合専業主婦の帰属賃金を非常に低く見積もっているが、実際には世帯当たりの所得が高ければ高いほど、この鎖線が、さらに右にシフトしている可能性が高い。
- 20) なお横軸の一点から垂直に上に線を伸ばすと、専業主婦が労働を始めたときの年金からの純収益の低下を読み取ることができる。
- 21) ただし、このケースで年金制度が最も優遇しているのは、夫が家事に専念している世帯Wである。
- 22) 現在では学生にも国民年金の保険料を負担させているのだから、収入のない専業主婦に保険料を負担させることに格別の問題は発生しない。しかも専業主婦の保険料相当分を夫の厚生年金保険料の増額によってまかなうこともできる。妻の基礎年金は、1986年改正以前にあった加給年金の振替なのだから、専業主婦の保険料は不要だという説明があるが、加給年金は年20万円程度であり、現在の妻の基礎年金は年60万円程度であるから、この説明も受け入れ難い。これらの諸点については、城戸 (1993) 参照。
- 23) この提案については、八田 (1992, p.33) 参照。Boskin 他 (1988) や高山 (1993b, pp. 196-197) の提案もこの案に近い。これらの仕組みでは、専業主婦が離婚した場合の年金権を現状より大幅に拡大できるというメリットもある。基礎年金だけでなく報酬比例部分についても年金権ができるからである。
- 24) 所得および帰属所得 (imputed income) の定義については、Rosen (1985, pp. 336-337) 参照。

参考文献

- Boskin, M., L. Kotlikoff and J. Shoven, (1988), *Personal security accounts: A proposal for fundamental social security reform*, in Wachter, S. ed., *Social Security and Private Pensions: Providing retirement in the twenty-first century*, 179-206, Lexington Books.
- Rosen, Harvey S. (1985), *Public Finance*. Irwin.

- 小口登良・木村陽子・八田達夫 (1993), 「公的年金の再分配効果」『日本の所得分配』, 東京大学出版会 (近刊)。
- 城戸喜子 (1993), 「被扶養の妻の基礎年金保険料」『週刊社会保障』No. 1750, 46-47頁。
- 木村陽子 (1981), 「厚生年金加入者間の収益率格差」『大阪大学経済学』第31巻, 第1号。
- 木村陽子 (1985a), 「公的年金と所得の再分配——『年金制度改革案』をめぐって」社会保障研究所編『福祉政策の基本問題』, 東京大学出版会。
- 木村陽子 (1985b), 「公的年金における妻のとり分をめぐって——予備的考察」『季刊・社会保障研究』第21巻第3号。
- 木村陽子 (1989), 「共働きが損をする?」『日本経済新聞』9月11日。
- 木村陽子 (1990), 「主婦と税制と社会保険——年金・医療・雇用」『21世紀の社会保障に関する研究 家族の変容と社会保障分科会』12月号。
- 塩田咲子 (1993), 「現代フェミニズムと労働論の再構成——税・社会保障をととしての家事労働の経済的価値」社会政策学会年報 第37集『現在の女性労働と社会政策』。
- 篠塚英子 (1982), 「年金と女子労働——年金は子なし夫婦を優遇しているか」『日本の女子労働』第10章, 東洋経済新報社。
- 高島順子 (1993), 「女性と年金 高島順子氏に聞く」『総合社会保障』6月号。
- 高山憲之 (1993a), 「女子の年金についての覚え書き」『日本年金学会誌』No. 12, 3月号。
- 高山憲之 (1993b), 『年金改革の構想』, 日本経済新聞社。
- 高山憲之 (1993c), 「給付水準調整が切り札」『日本高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時幸・上野 大・久保克行 (1990), 「人的資産の推計と公的年金の再分配効果」, 『経済分析』118号。経済研究センター会報』6月15日号。
- 都村敦子 (1989), 「女性と社会保障」マーサ・N・オザワ, 木村尚三郎, 伊部英男編『女性のライフサイクル』, 東京大学出版会。
- 年金政策研究会 (1993), 「女性の年金何が問題か!」『週刊社会保障』No. 1738, 48-51頁。
- 八田達夫 (1988a), 「高齢化対策と直接税改革」『税務弘報』36巻2号。
- 八田達夫 (1988b), 『直接税改革』, 日本経済新聞社。
- 八田達夫 (1992), 「年金制度は破綻するのか」『日本の論点』第11章, 文藝春秋。
- 八田達夫 (1993), 「年金保険料は税か貯蓄か」『日本経済研究センター会報』2月15日号。
- 八田達夫・小口登良 (1992), 「年金改革——市場収益率方式への移行」社会保障研究所編『リーディングス日本の社会保障3 年金』, 118-145頁。
- 八田達夫・小口登良 (1993), 「日本国政府の年金純債務」『日本経済研究』No. 25, 101-121頁。
- 樋口恵子 (1993), 「女性と年金 樋口恵子氏に聞く」『総合社会保障』1月号。
- 藤井良治 (1993), 「年金と女性の自立」社会保障研究所編『女性と社会保障』, 183-202頁。
- 八代尚宏 (1983), 『女性労働の経済分析』日本経済新聞社。
- 八代尚宏・大石亜希子 (1993), 「女性の年金権と就業」『日本年金学会誌』第13号。

(はった・たつお大阪大学教授)
(きむら・ようこ 奈良女子大学助教授)